

定 款

コナミグループ株式会社

2022年7月1日改正

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、コナミグループ株式会社と称し、英文ではKONAMI GROUP CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。

1. 電子応用機器関連のソフトウェアおよびハードウェアならびに電子部品の研究、制作、製造および販売
2. 音楽・音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープおよびフィルム等）の企画、制作、製造、賃貸および販売ならびにその原盤の制作・取得および譲渡・使用許諾
3. 音楽著作権、著作隣接権の取得、管理、利用促進・開発ならびに譲渡・使用許諾
4. 書籍、雑誌、楽譜等の出版物の企画、制作および販売
5. 玩具の制作、製造および販売
6. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもののデザイン）
7. インターネット上の企画、制作、販売およびインターネット附随サービス業
8. 電気通信による情報、画像、楽曲の収集、配信、処理、販売および電気通信に附帯するサービス業
9. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
10. スポーツ施設、カルチャースクール、託児施設、有料老人ホーム、遊技場、飲食店、宿泊施設、温泉浴場施設、サウナ風呂、駐車場の経営および管理
11. 各種スポーツ指導者、デジタルコンテンツ（デジタル技術応用ソフト）制作者、コンピュータのソフトウェア制作者の養成・教育教室の経営
12. 療術業、美容業
13. 医療器械、医療用品、介護用等の衛生用品ならびに健康機器の製造および販売
14. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業ならびに居宅サービス事業
15. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、衣料品、コンピュータゲーム機器の販売
16. 広告代理業、保険代理業、放送事業、旅行業者代理業、旅行・スポーツ等のレジャー業
17. 古物売買業
18. 不動産売買、賃貸、仲介および管理業
19. 有料職業紹介事業
20. 総合リース事業および金融業
21. 有価証券の保有および運用
22. 前各号に関連する著作権、商標権、意匠権、興行権、レコード化権、ビデオ化権の取得と管理業務
23. 前各号に関連する輸出入および代理業
24. 前各号の営業を行う者に対する投資
25. 前各号の事業に関連する事業およびこれに附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4億5,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 当会社の株主総会は、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

- 第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 当会社の取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数で行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第21条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2年後の定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 当会社の取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 当会社の取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長およびその他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

- 第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
2. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。